

日本専門医機構認定精神科専門医制度規則 精神科専門医制度指導医認定・更新に関する施行細則

第1章 本施行細則の趣旨

第1条 公益社団法人日本精神神経学会日本専門医機構認定精神科専門医制度規則（以下、規則）の施行にあたり、規則に基づき、精神科専門医制度指導医（以下、専門研修指導医）の資格認定ならびに更新についての細則を定める。

第2章 委員会

（担当委員会）

第2条 専門研修指導医資格認定ならびに更新に関する審査およびそれに必要な講習会等の企画・運営等、専門研修指導医資格の認定・更新に必要な業務は指導医資格認定委員会がおこなう。

第3章 専門研修指導医資格の認定

（資格認定の申請書類の提出義務）

第3条 専門研修指導医の認定を申請しようとするものは、以下に挙げた書類を所定の方法で、所定の期日までに指導医資格認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医更新認定申請書
- (2) 指導歴を示す履歴書
- (3) 論文執筆および学会発表リスト
- (4) 在職証明書

（資格認定の要件）

第4条 専門研修指導医の認定を申請しようとするものは、申請時点において以下の各号の要件をすべて満たす必要がある。

- (1) 精神科専門医の資格を持ち、精神科専門医の更新を1回以上行なっている。
- (2) これまでに、精神保健福祉に関わる教育指導（医学生、精神科医（指定医研修、専門医研修）等）を行ったことがある。
- (3) これまでの5年間に、日本精神神経学会の指導医講習会を1回以上受講していること。
- (4) これまでに、教育指導・評価について学習していること。
- (5) これまでに、筆頭著者・発表者として、臨床論文・教育に関する論文を1編以上あるいは学会（関連する学会を含む）発表を1回以上していること。

（審査・認定）

第5条 第3条、第4条の要件を満たす者に対し審査を行い、専門研修指導医として認定された者は、学会に登録され、学会より指導医認定証が交付される

第4章 専門研修指導医資格の更新

(資格更新の申請書類の提出義務)

第6条 専門研修指導医の認定更新を申請しようとするものは、所定の様式(指導医更新認定申請書)を所定の方法で、所定の期日までに指導医資格認定委員会に提出しなければならない。

(専門研修指導医資格の更新の要件)

第7条 専門研修指導医資格の更新にあたっては、更新申請時点において以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 精神科専門医の資格を有すること。
- (2) これまでの5年間に、日本精神神経学会の指導医講習会を1回以上受講していること。

(専門研修指導医資格の更新時期)

第8条 専門研修指導医資格の更新手続きは、精神科専門医更新時期に同時におこなうこととする。

(更新審査・認定)

第9条 第6条、第7条の要件を満たすものに対し審査をおこなう。資格更新の要件を満たしていると認定されたものは、学会に登録され、学会より指導医認定証が交付される。

第5章 専門研修指導医資格の認定・更新に係る費用

(認定の申請費用)

第10条 新規申請者は、認定審査に係る諸費用として、10,000円を申請時に学会に納入しなければならない。また、更新申請者は、更新手続きに係る諸費用として、5,000円を申請時に学会に納入しなければならない。

第6章 専門研修指導医資格の取り消し・喪失

第11条 専門研修指導医として認定を受けた精神科専門医が以下の各項のいずれかに該当する場合は、専門研修指導医資格を取り消す。

- (1) 専門研修指導医資格の辞退を申し出たとき
- (2) 精神科専門医資格を喪失したとき
- (3) 更新申請受付期間内に更新の手続きをしなかったとき
- (4) 申請または報告の内容に虚偽があったとき
- (5) その他、専門医制度委員会が専門研修指導医として相応しくないと判断したとき

第7章 補則

(施行細則の変更)

第12条 この細則の変更は常任委員会の議決および理事会の承認を経なければならない。

(異議申し立て)

第13条 規則およびこの細則にもとづく各認定審査の結果に対して異議ある場合は、書面をもって常任委員会委員長あてに申し立てをすることができる。

(虚偽の記載に対する罰則)

第14条 申請書等に虚偽の記載があったときは、申請を受理しない。

(認定審査料の返却)

第15条 既に納入した認定審査料等の諸費用は原則として返却しない。

附 則

第1条 精神科専門医制度指導医認定・更新に関する施行細則は平成27年9月23日から施行する。

この施行細則は、令和4年7月16日から改定施行する。

この施行細則は、令和4年9月17日から改定施行する。

第2条 新制度への移行期の措置の原則については、別表1のように実施する。また、新制度への移行期の措置および例外措置については専門医制度委員会が必要な措置を取る。

第3条 本細則内の「専門研修指導医」については、平成28年4月1日から適用される名称となる。それ以前については、精神科専門医制度指導医は「指導医」の略称を用いることとし、本細則内の条文についても、そのように置き換えることとする。

別表1 指導医の移行措置について

指導医の資格化にあたっては、以下のような移行措置を設ける。

■ 1. 2016年4月1日時点で旧制度指導医を有する医師

2016年4月1日時点で現制度の下で旧制度指導医を委嘱されている医師は全員、「専門研修指導医(旧制度)」の資格が付与される。なお、「専門研修指導医(旧制度)」資格の保持者は、新制度下における専門研修指導を行うことができるが、次に指導医の更新をする際に、「専門研修指導医」の資格要件を満たしている必要がある。要件を満たしている時に、新制度下における専門研修指導医資格が付与される。

■ 2. 既に旧制度による精神科専門医を取得している、または、2018年3月31日までに研修を開始

し、旧制度下で精神科専門医を取得する医師で、2016年4月1日以降に指導医認定を希望する医師
・現在の旧制度指導医の申請要件である、「精神科臨床経験年数5年以上」の要件を満たせば指導医の申請をすることが可能とする。付与される資格は、「専門研修指導医(旧制度)」資格であるが、新制度下における専門研修指導を行うことができる。

・「専門研修指導医(旧制度)」資格を取得後、次に指導医を更新する時に、「専門研修指導医」資格の要件を満たす必要がある。要件を満たしている時に、新制度下における専門研修指導医の資格が付与される。

■ 3. 2018年4月1日以降に新制度下で研修を開始する医師

2018年4月1日以降に、日本専門医機構の新制度下で研修を開始する専攻医については、新制度下に

おける専門研修指導医の資格を取得することになる。すなわち、日本専門医機構認定専門医を新規取得し、その後、精神科専門医の更新を1回以上行った時点で、「専門研修指導医」になれる。